

## アスベスト廃棄物の溶融無害化処理施設の稼動について

### 1 概要

ツネイシカムテックス株式会社（福山市沼隈町常石 1083 番地）は、高度な技術を用いたアスベスト廃棄物<sup>※1</sup>の無害化処理施設について、本年 4 月に廃棄物処理法に基づく環境大臣の認定<sup>※2</sup>を受け、9 月に稼動を開始しました。

当該施設は、アスベストに係る認定を受けた施設の中で、全国で最初に稼動する施設であり、この施設の整備により、県内におけるアスベスト廃棄物の安定的な処理体制が確保されます。

### 2 施設の概要

施設設置場所	広島県福山市箕沖町 107 番 5
処理廃棄物	アスベスト廃棄物
処理能力	24 t/日 (12 t/日×2 基)
処理方法	溶 融
処理の特徴	アスベストは、溶融処理することで、発がん性等の危険性が完全に除去されます。 通常、アスベストは約 1500℃で溶融しますが、同社は焼却灰に含まれる成分がアスベストの融点を下げる効果があることに着目し、アスベストと同社の焼却炉から発生した焼却灰を一定割合で混合してアスベストを 1350～1400℃で溶融する低温溶融技術を開発し、国の認定を取得しました。 この技術により、アスベストの無害化とともに、二酸化炭素の低減化、省エネ化、処理の効率化を図ることができます。

### 3 アスベスト廃棄物の処理の現状と見通し

県内で処分可能な最終処分場（1 施設）は、本年度内に満杯となる見込みであり、県内で発生したアスベスト廃棄物の多くは県外で処分されています。

当該施設の整備により、県内で発生する全量が県内処理出来る体制となります。

- |                         |            |
|-------------------------|------------|
| ・県内で発生するアスベスト廃棄物量（年間）   | 1,300 t 程度 |
| ・ツネイシカムテックス(株)の処理能力（年間） | 約 3,000 t  |

### 4 その他

県では、アスベスト廃棄物の県内の処理体制を確保するため、広島県グリーンニューディール基金事業<sup>※3</sup>により、事業者の施設整備費に対して補助を行いました。

(参考)

※1 アスベスト廃棄物

アスベスト（石綿）は断熱材、保温材等に使用され、建物の解体等による飛散で人が吸引すると、悪性中皮腫の原因になるといわれ、肺がんを起こす可能性があり、厳重な管理のもと処分することが義務付けられています。

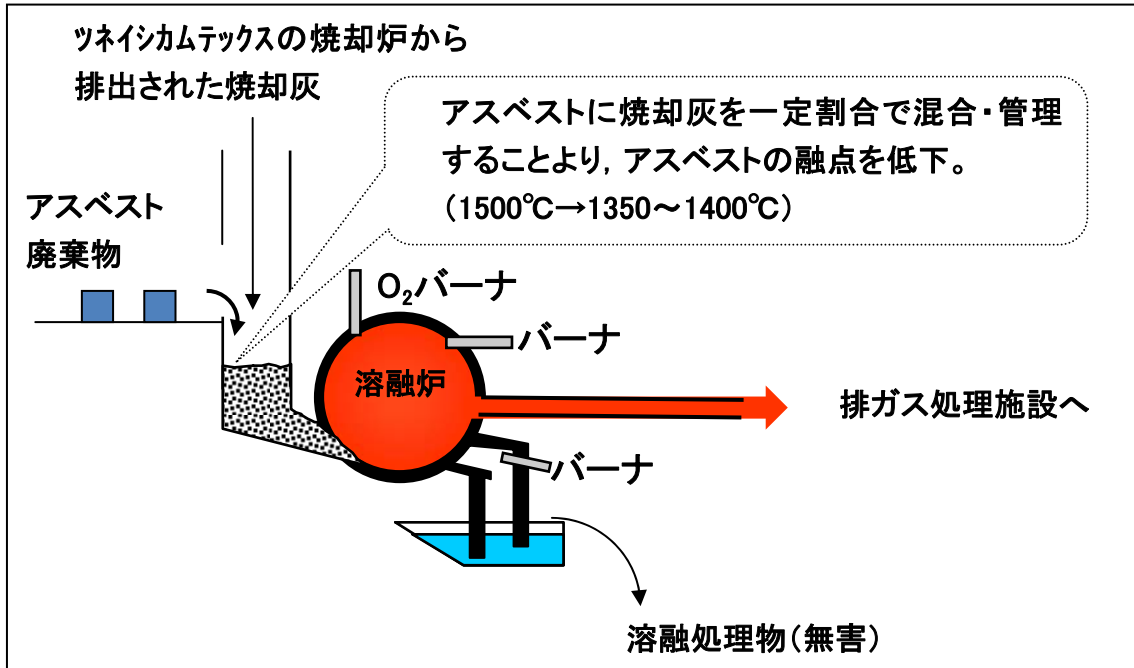
※2 無害化処理認定制度

アスベスト廃棄物が処理されている管理型最終処分場での埋立処分以外に、中間処理により無害化するルートを確認するため、平成 18 年の廃棄物処理法の改正により、高度な技術を用いて無害化処理を行う者を環境大臣が認定する制度が創設されました。

※3 広島県グリーンニューディール基金事業

地球温暖化対策、アスベスト廃棄物処理等の緊急の環境問題を解決するための事業を実施し、雇用創出等につなげることを目的として、国の補助を受けた基金による事業。

## アスベスト廃棄物処理の流れ



溶融炉を含む焼却炉全体  
(焼却炉内部に溶融炉が組み込まれている)